

環境配慮促進法について (P.2~)

環境配慮促進法は、環境報告書を作成することを義務事項とするが、その狙いは、大学に環境配慮の観点に立った教育・研究活動を促すことにある。環境報告書は、社会に向けた大学のメッセージであって、大学の社会的責任が形となって示されたものでなければならない。大学ステークホルダーは、大学に研究・教育と同時に環境に配慮した活動をも求めているのである。環境報告書はステークホルダーとのコミュニケーションツールであって、環境配慮に資する成果の公開は、本学のブランドイメージを高めるとともに、その持続可能性を向上する重要な機会でもある。

環境配慮促進法

毎年「環境報告書」を作成し公表する。
対象：61の国立大学法人ほか

■報告する相手は？

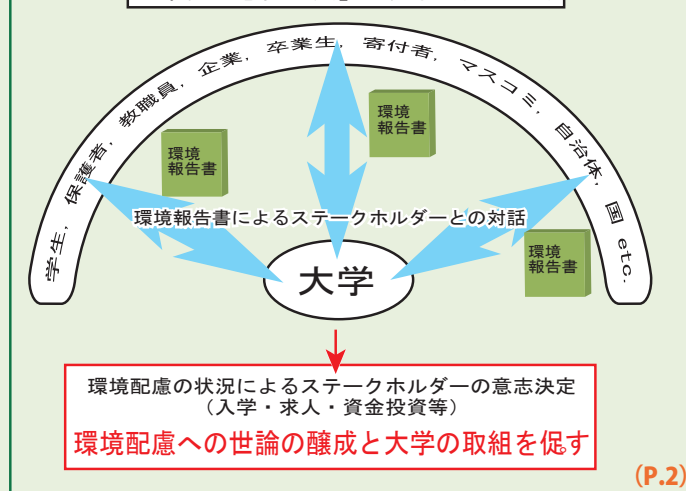
国（文科省・環境省）や自治体ではなく、
社会（学内外）に対しての報告である。

「環境報告書」は社会への説明責任

- ・社会からの大学評価（61大学横並び）
- ・入学志願者、学生求人数へも影響

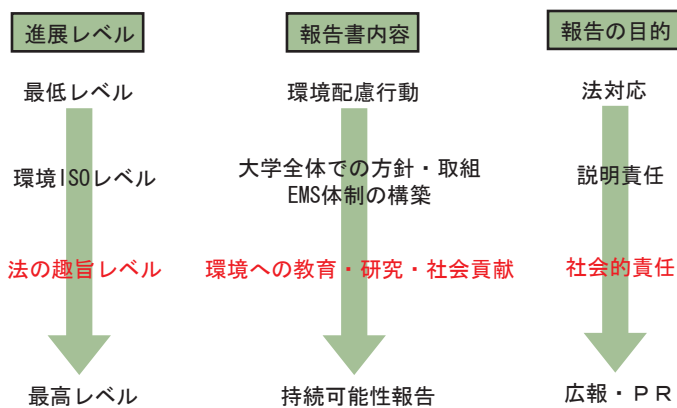
(P.2)

「環境配慮促進法」の趣旨（ねらい）



(P.2)

環境配慮行動（報告書内容）と報告書の進展レベル



(P.4)

法の趣旨レベルでの外部の評価

- ・報告書ランキング
- ・中期目標、中期計画との整合

本学理念「自然と人間の共生」

最低限として法の趣旨レベルでの取組が必要

- ・基本方針設定
- ・取組体制（EMS）構築
- ・教育、研究、社会貢献での取組

(P.4)

答申① 山形大学環境宣言 (P.5~)

環境配慮基本方針の制定と公表は、本学の環境配慮への取り組みを方向付けるものであり、これをステークホルダーへ誓約するものである。

「山形大学環境宣言」

山形大学は、次に掲げる基本理念と基本方針に則り、持続的発展が可能な循環型社会の形成に貢献することを宣言します。

基本理念

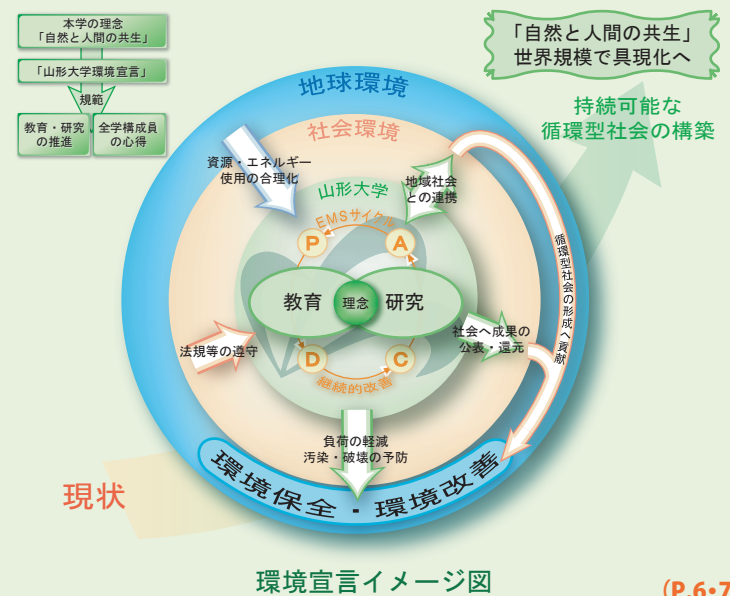
山形大学は、地球環境の保全、人類全体の幸福ならびに国際社会の平和的・持続的発展に寄与するために、自然と人間の共生・充実した人間教育・社会との連携重視を、21世紀の基本理念として掲げています。とりわけ、「自然と人間の共生」を最重要課題として位置付け、大学活動の全てにおいて環境に配慮する視点を取り入れるとともに、教育・研究機関の社会的使命として、環境保全に関する教育と研究を推進し、その成果を社会へ公表・還元していきます。

基本方針

1. 環境保全活動を促進するために、関連する教育と研究の充実を図ります。
2. 大学活動の全てにおいて、環境に対する負荷の軽減を図り、地球環境の汚染と破壊の予防に努めます。
3. 環境保全及び環境改善を効率的に推進するために、山形大学環境マネジメント体制の継続的改善を推進します。
4. 環境保全を持続していく社会の構築に貢献するために、地域社会との積極的な連携を図ります。
5. 大学活動の全てにおいて、環境に関わる国内外の法規、規制および提言等を遵守します。

この宣言は、学内全ての学生・生徒・児童・園児・教職員・関連企業職員に周知徹底すると共に文書及びインターネット等を通じて、広く社会に開示します。

平成〇〇年〇月〇日
国立大学法人山形大学長
山道 啓士郎



(P.6-7)

答申② 環境報告書の記載事項 (P.8~)

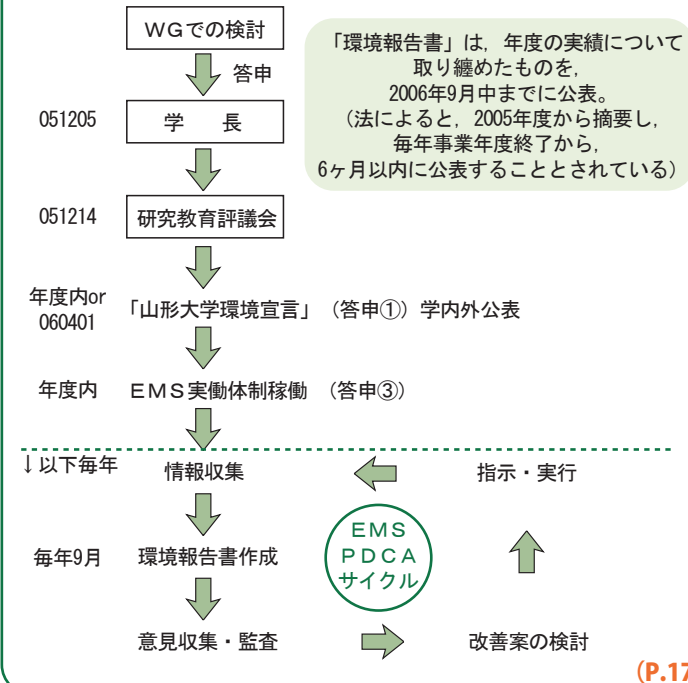
環境報告書の記載事項は、各種ガイドラインへの準拠が求められている。大学の本務であり評価対象と考えられる、教育・研究・社会貢献において、環境配慮へ資する取組など、本学独自の記載を充実させる必要がある。

| 項目 | 内容 |
|------------------------------|----------------------------------|
| はじめに 学長緒言 | |
| I 環境基本理念・基本方針 | 答申①の「山形大学環境宣言」 |
| II 大学概要 | 「山形大学概要」より抜粋 |
| III 環境配慮運営組織 | 答申③のEMS体制 |
| IV 環境配慮活動計画 | 環境目標、実績、実施計画 |
| V 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況 | 光熱水量、薬品使用量、用紙等それらの低減対策の状況 |
| VI 法令遵守状況 | 環境関連法規等一覧 |
| VII 環境配慮行動 | |
| 環境配慮に資する研究 | 代表数件の概要及び一覧 |
| 環境教育 | |
| 教職員・学生の環境活動（社会的取組） | |
| 情報開示、環境コミュニケーションの状況 | マスコミ媒体、HP、広報誌等の関連記事、セミナー・シンポジウム等 |
| 大学生協、財団等の活動 | 本学関係団体・企業の取組状況 |
| その他 | 特にネガティブ情報等 |
| 結び | |
| 独自色が現れる事項 | (P.9-10) |

答申④ 各部署の独自性について (P.15)

環境報告書には全学の取組を記載するが、各部署独自に、それぞれ特色ある取組も記載する必要がある。本答申では、各部署等より収集した部署独自の取組や事例等を別添として取り纏めた。環境報告書作成時に参考にして欲しい。各部署の独自項目に関する情報は、EMS実働体制下においてデータベース化され、教育・研究・社会貢献等の項目別にとりまとめ、ステークホルダーによる開示・協力要請に際し即応できるよう備えておくべきである。

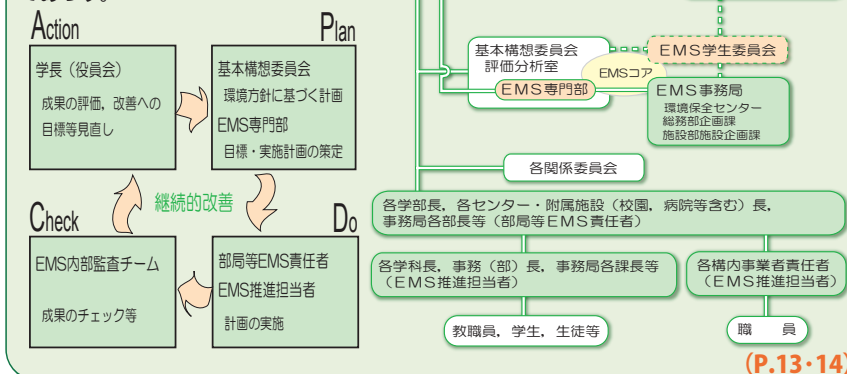
【今後のスケジュール】



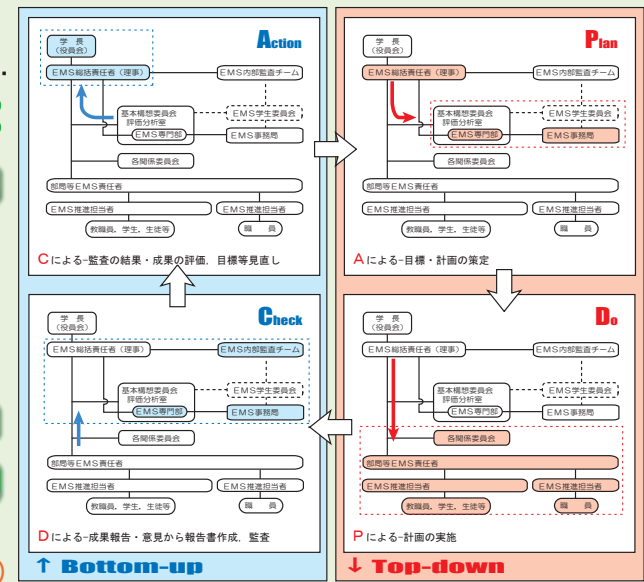
(P.17)

答申③ 体制の構築 (P.11~)

環境配慮に資する取組を充実するには、環境マネジメント推進（EMS）体制の整備が必要である。しかし、安易に新たな委員会等を設置することは業務効率の低下をまねき、望ましくない。本学の中期目標・中期計画および年度計画には既に、環境配慮への取組が、計画・実施されていることを考慮し、これらに内包する形で、環境マネジメントシステムを組み込む方が、効率よく環境配慮へ取り組むことができるであろう。



(P.13-14)



環境情報提供ワーキンググループ（仮称）